

委員会発案第 1 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を図るための、
2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書の提出について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を図るための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書（案）を、地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 8 年 6 月 2 2 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 湊 貴 信

(別紙)

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を図るための、
2017 年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。さらに、授業時数や指導内容も増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するために、また、一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するために、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

平成 28 年 6 月 日

内閣総理大臣 様
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣 様
文部科学大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫